



中小企業家賃給付の ご案内

家賃の1/2を
2ヶ月分
支援します！

一関市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少している
中小企業者へ家賃の給付を行い、事業の継続を支援します。



対象者要件

次の(1)及び(2)の**両方**の条件を満たす者

- (1) 市内に事業所や店舗を有する中小企業者（医療法人・農事組合法人・NPO法人・社会福祉法人・中小企業組合等を含む）
- (2) **卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び運輸業**などを主たる業種として営む者（詳しくは別紙の対象業種を参考）



売上減少要件

- (1) 期 間 令和3年**8月または9月**の**いずれかひと月**の売上
- (2) 減少率 **前々年**（令和元年）同月と比較して**30%以上**減少
- (3) 特記事項
 - ①申請日時点で創業から2年を経過していない場合は、売上の減少を判定する月より前の**いずれかひと月**の売上げを前々年同月の売上とみなす
 - ②白色申告者の場合は、2019年の年間売上（収入）金額を12で割った額を前々年同月の売上とみなす



給付額

令和3年8月または9月の**いずれかひと月**の、対象事業所または店舗の家賃(※)の**2分の1**の額とし、**2ヶ月分**を給付

- 給付限度額：1店舗あたり20万円まで
- 市内に複数の店舗を所有している場合、店舗ごとに申請することが可能。
ただし、売上の減少率は、事業所全体の売上で判定する。

(※)…家賃とは、事業の用に供する建物又は土地に係る賃料に、消費税及び地方消費税相当額並びに共益費、管理料を含んだ額を指す。ただし、賃料と同じ契約書内に明記されていなければ対象外となる。

裏面もご覧ください

【提出書類】

- ① 中小企業家賃支援給付金給付申請書（市ホームページからダウンロードまたは一関市役所本庁・各支所、一関商工会議所に配置しています。）
- ② 減少を比較する月（令和3年8月または9月のいずれかひと月）の売上の額と、前々年同月の売上の額が分かる書類（売上台帳の写し等）
 - ・創業から2年を経過していない者は、創業後の選択した月の売上が分かる書類
 - ・白色申告者は2019年の年間売上（収入）金額を12で割った額を前々年同月の売上とみなすことができる。その場合は白色申告収入内訳書
- ③ 令和3年8月または9月のいずれかひと月の家賃支払額を証明する書類（支払領収書の写し等）
- ④ 事業のために賃貸借契約していることが分かる書類（賃貸借契約書の写し等）
- ⑤ 申請日時点で一関市内で事業を行っていたことが分かる書類
法人：法人登記簿謄本（全部事項証明書、履歴事項証明書、現在事項証明書）の写し等
個人事業主：開業届、商工会議所会員証明書の写し等
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し（金融機関、支店、口座番号及び名義人のカナ表示がある箇所の写し）

【申請期間】

令和3年9月27日（月）から令和3年11月15日（月）〔必着〕

書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

【申請方法】

※原則郵送での提出

- ・封筒の表面に「家賃給付金申請書在中」と朱書きしてください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。
なお、郵送料は申請者の負担となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市役所窓口の混雑を防ぐため、申請書類を直接持参することをご遠慮願います。

<郵送先>

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内

新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班） 宛て

？ お問い合わせ

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
電話番号：（0191）21-8730（直通）